

市第61号議案 損害賠償請求事件についての訴訟上の和解について

【趣旨】

冷凍倉庫に係る損害賠償請求事件について、次の理由により、神奈川冷凍株式会社外 8 社と民事訴訟法に基づく訴訟上の和解をしたいので議案を提出します。

【理由】

- ① 本件訴訟は提訴から相当期間経過しており、税務行政に対する信頼の確保を図る必要性から早期解決が望まれること
- ② 倉庫業法で定める保管温度が -20°C を超え +10 度以下の倉庫については、本市では冷凍倉庫ではないと主張してきたが、原告らがその部分の訴えを放棄する意向を示したため、全面敗訴した場合の賠償額に比して、相当程度減額された和解金額であること
- ③ 遅延損害金の算定期間が 10 年となっている（他都市では 20 年）ことなど、他都市の同様の裁判例に比べ、本市にとって有利な和解内容であること

1 訴訟概要

(1) 事件名

横浜地方裁判所平成 21 年（ワ）第 3079 号損害賠償請求事件

(2) 原告及び利害関係人

原告 9 社及び利害関係人 1 社 [①神奈川冷凍株式会社、②株式会社キヨクレイ、③中外倉庫運輸株式会社、④千代田冷蔵株式会社、⑤株式会社野口食品、⑥株式会社二葉、⑦妙高企業株式会社、⑧横浜共立倉庫株式会社、⑨横浜冷凍株式会社（以下「原告ら」という。）及び株式会社八丁幸（以下「利害関係人」という。）]

※ 利害関係人とは建物の共有者で損害賠償請求訴訟の原告となっていない者をいう。

(3) 和解対象倉庫

鶴見区大黒ふ頭 15 番地の 1 所在の倉庫ほか 計 13 件

(4) 和解条項

- ア 被告（横浜市）は、原告ら及び利害関係人に対し各物件に対する固定資産評価に関する和解金として、195,609,543 円の支払義務があることを認めること
- イ 被告は、原告ら及び利害関係人に対し平成 24 年 1 月 31 日までに前項の金員を支払うこと
- ウ 原告ら及び利害関係人は、被告に対するその余の請求を放棄すること
- エ 原告ら及び利害関係人と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを確認すること
- オ 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とすること

裏面あり

(5) 和解金額合計

差額税額相当額	遅延損害金	弁護士費用	合計
136,808,355 円	53,055,243 円	5,745,945 円	195,609,543 円

(注) 差額税額相当額とは、実際の課税額と冷凍倉庫として算出した場合の課税額との差額をいう。

2 事件の経過

(1) 昭和 44 年 3 月から平成 18 年 4 月まで

本件各倉庫の固定資産評価額については、冷凍倉庫に係る経年減点補正率ではなく、一般用の倉庫に係る経年減点補正率を適用して、それぞれの価格を決定し、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を賦課していた。

(2) 平成 18 年 7 月から平成 19 年 2 月まで

横浜市長は、他都市の事例を受けて、冷凍倉庫の再調査を行ったところ、同様の誤りが発見されたので、それらの倉庫の価格を修正し、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間分の固定資産税等について賦課額を減額し、原告らと利害関係人に還付した。

なお、還付に当たっては、当時の市会都市経営・行政運営調整委員会に報告するとともに、本市としては、還付の対象を、倉庫業法の規定に基づき保管温度 -20℃ 以下のものを冷凍倉庫として認定して還付したものである。

(3) 平成 21 年 6 月 18 日

原告らは、本市職員らが冷凍倉庫という認識を欠いたまま固定資産評価を行ったため、固定資産税等が過大に徴収され、過納金で返還された部分を除いて還付されないままになっているとして、横浜市に対し、240,146,915 円（差額税額相当額と弁護士費用の合計額。遅延損害金は含まれていない。）の損害賠償を請求して横浜地方裁判所に訴えを提起した。

(4) 平成 21 年 8 月から平成 23 年 9 月まで

横浜市が応訴し、口頭弁論が進められたが、その後、民事訴訟法に基づく訴訟上の和解の試みが裁判所により行われた。

(5) 平成 23 年 9 月 22 日

横浜市並びに原告ら及び利害関係人に対して、裁判所から、本件議案のとおりの和解条項が示された。

【参考】賠償請求の法的根拠

国家賠償法第 1 条 国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は地方公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

1 冷凍倉庫に係る固定資産評価の概要等

(1) 一般倉庫と冷凍倉庫の評価額の相違

家屋の評価額は、総務大臣が告示する固定資産評価基準に基づき、「再建築価格」に、建築後の経過年数に応じた補正率（経年減点補正率）を乗じることによって求めることとされている。冷凍倉庫は、耐用年数が26年で減価が早く到来するのに対し、一般倉庫は、耐用年数が45年とされ減価が少ない。

(2) 冷凍倉庫の耐用年数等

ア 倉庫に係る耐用年数の区分

倉庫については、固定資産評価基準において、次の3種類の区分で、耐用年数が定められている。

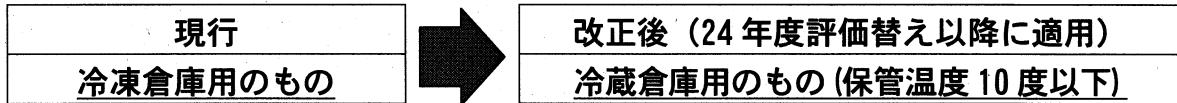
区分	倉庫用の建物	耐用年数
①	一般用のもの（②及び③以外のもの）	R C造:45年
②	・塩酸等、著しい腐食性を有する液体等の影響を直接全面的に受けるもの ・ 冷凍倉庫用のもの ・放射線を直接受けるもの	R C造:26年
③	・塩等、著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの ・著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	R C造:35年

イ 冷凍倉庫に関する固定資産評価基準の概要等

「冷凍倉庫用のもの」については、保管温度帯が特に示されておらず、併せて、著しい腐食性を有する液体等の影響を直接受けるものと、放射線を直接受けるものとの間に並列で表記されていたことから、本市では、「劣化や腐食を促進するほどの強い冷凍能力を有する倉庫」を冷凍倉庫として評価してきた。

ウ 固定資産評価基準の改正

総務省においては、冷凍倉庫の判定が相当に困難であったことなどを踏まえ、24年度評価替えから、「冷凍倉庫用のもの」を「冷蔵倉庫用のもの」に固定資産評価基準を改正し、保管温度についても10度以下のものと明記したところである。



2 他都市における訴訟状況

(1) 敗訴（4都市）

仙台市、大阪市（2件）、堺市、神戸市（3件）

(2) 和解（8都市）

千葉市、静岡市、名古屋市（2件）、京都市、大阪市、神戸市（2件）、北九州市、福岡市

(3) 係争中

東京都（23年10月5日に結審し、判決言渡しは平成24年1月25日予定）